

# 郡山俊英スクール 入塾規約

## 第1章 総則

### ◆第1条 〈定義〉

1. 「本サービス」とは、当塾がお客様に提供する各種サービスをいいます。
2. 「塾生」とは、本規約に同意の上、当塾の指定する方法でご入塾をいただき、当塾が入塾を承諾したお子様をいいます。
3. 「お客様」とは、塾生およびその保護者様をいいます。

### ◆第2条 〈規約の改定〉

1. 当塾はお客様への事前の承諾を得ることなく、本規約を改定することがあります。
2. 本規約の改定は、適用開始時期を定めない限り、当塾が管理システム上に改定版を公表した時(改定年月日参照)をもって効力を生じるものとし、以後、改定後の規約が優先して適用されることとします。

### ◆第3条 〈入塾手続き〉

1. お客様は入塾のお申し込みにあたり、本規約を遵守し、当塾が求めるお客様の情報を虚偽なく登録するものとします。
2. お客様は本規約に同意の上、当塾所定の入塾申込書に必要事項をご記入・ご提出いただき、初月度の諸費用を支払った段階で、入塾のお申し込みを行ったこととします。
3. 初回納入の諸費用は、入塾申込書の提出と同時にまたは7日以内にお支払いいただきます。
4. 入塾のお申し込みがあった場合、当塾がこれを承認することで塾生となります。
5. お客様は、本規約に基づく権利及び義務の全部、または一部を第三者に譲渡したり使用させたりしてはなりません。
6. お客様は、当塾の入塾申込書記入の項目に変更があった場合は、当塾所定の方法で速やかに変更の届出をしてください。

### ◆第4条 〈本サービスの内容〉

1. 指導回数や授業料など、本サービスの内容は別紙に定めるとおりとします。

### ◆第5条 〈契約期間〉

1. 契約期間の始期は、入塾申込書に記載された入塾日となります。
2. 契約期間は基本的に1か月間とし、保護者様あるいは当塾から申し出がない限り、1ヶ月単位の自動継続となります。
3. 塾生が高校3年生の2月(推薦入試の場合は高校3年生の12月)の授業を終えた時点で卒塾したものとし契約を解除します。

### ◆第6条 〈年度末〉

1. 高校生・フラッグシップコース生・ATコース生は1月末が年度末となります。ただし、高3受験組は2月末が年度末となります。
2. その他の塾生は3月末が年度末となります。

### ◆第6条 〈契約のキャンセル・変更および返金〉

1. 入塾申込後でも、クーリング・オフとして8日以内にお客様が解約を申し出た場合、解約手続きをしお客様に諸費用を返金いたします。返金については、以下のように対応させていただきます。
  - ①特別講習費は返金いたしません。(特定商取引法適用外)
  - ②教材費などすでに発生している費用については返金いたしません。
  - ③解約手数料として授業料1か月分または、11,000円のうち金額の低い方を返金額からお支払いいただきます。
2. 中途退塾時の返金対象は、通常授業料・維持費・テスト費のみとします。
3. 中途退塾時に特別講習費(夏期講習など)は授業期間が2ヶ月以下になり、特定商取引法の適用外になるため返金いたしません。ただし、特別講習開始日の30日前までに退塾を申し出た場合に限り返金させていただきます。
4. 中途退塾に伴い返金が発生する場合、解約手数料として授業料1か月分または、20,000円のうち金額の低い方を返金額からお支払いいただきます。
5. 各種割引が適用されているお客様がその年度で中途退塾する場合は、割引金額分を返金額からお支払いいただくか別途銀行振込にてお支払いいただきます。
6. 各種割引とは、入塾特典(入会金・初月授業料割引)・兄弟割(上のお子様含む)・市外割・母子割・父子割・年間一括納入割・併用割のことをいいます。
7. 当塾がやむを得ない理由(病気・転居・家計の大きな変化など)と認めた場合や年度末(進路決定月も含む)での退塾は通常返金に加え特別講習費を返金し、各種割引は適用したままとさせていただきます。

8. 通常授業の受講科目変更など、契約内容の変更をされる場合は、変更を希望する月の前月 20 日までにお申し出ください。
9. 特別講習の受講コース変更など、契約内容の変更をされる場合は、講習開始の 14 日前までにお申し出ください。
10. 返金が発生する場合 10 万円未満の場合は退塾翌月の月末、10 万円以上の場合は退塾翌々月の月末までに返金いたします。

## 第2章 塾生

### ◆第7条 〈遅刻・欠席〉

1. 体調不良、学校行事、クラブ活動など、やむをえず授業を欠席、または遅刻される場合には、必ず保護者様が授業前までにご連絡ください。
2. 個別指導・集団指導を自己都合で欠席した場合は、原則振替授業は行いません。
3. 当塾の都合(スタッフの体調不良や悪天候など)により授業を欠席していただく場合は、全て振替授業を行います。
4. 授業に遅刻された場合、授業時間の延長や遅刻分の授業料の返金はいたしません。

### ◆第8条 〈中途退塾〉

1. 中途退塾のお申し出は保護者様から、退塾を希望する月の前月 10 日までにお申し出下さい。
2. 当塾にお申し出いただき、退塾処理(返金など)を行った上で退塾となります。
3. 退塾を希望する月の前月 10 日まで退塾のお申し出がなかった場合、翌月授業料の返金を行いません。
4. 自己都合で中途退塾をした場合、当塾への復塾はお断りいたします。ただし、当塾がやむを得ない理由(年度末・病気・転居・家計の大きな変化など)と認めた場合での退塾は除きます。

### ◆第9条 〈休塾〉

1. 病気や事故などで塾を 1 ヶ月以上休む場合には、保護者様から休塾される前月 20 日までにお申し出ください。
2. 休塾期間の最長は原則 2 ヶ月間です。
3. 休塾期間が終了し、1 ヶ月以上ご連絡が取れない場合は退塾処分を取らせていただきます。

### ◆第10条 〈退塾処分〉

1. 当塾は、お客様が以下のいずれかの項目に該当する場合、当該塾生に事前に何ら通告することなく、塾生契約を解約し塾生登録を取消し退塾したものとします。
  - ①入塾申込の際の申告事項に、虚偽の申告があり、当塾における就学継続にふさわしくないと判断した場合
  - ②諸費用の納入が期日より 20 日間遅れた場合
  - ③犯罪行為、非行行為、本規約に反する行為等、当塾が塾生とすることを不適当と判断する場合
  - ④成績向上の妨げになる行為(遅刻、欠席、宿題・ダイアリーノート忘れ、俊トレ不参加など)がお客様自身によって頻発する場合
  - ⑤連絡なしの遅刻・欠席が月 3 回以上あった場合
  - ⑥当塾に対して根拠のない誹謗中傷を行った場合
  - ⑦当塾スタッフと SNS などでの会社の許可を得ずに無断で個別連絡を取り合う行為を行った場合
  - ⑧当塾ルール(入塾規約)に従わなかった場合
2. 退塾処分となった場合、すでにいただいている諸費用は返金いたしません。

## 第3章 納入金

### ◆第11条 〈諸費用〉

1. 諸費用とは、入会金・通常授業料・教材費・教室維持費・テスト費・特別講習費をいいます。
2. 諸経費は原則年間一括または、半期一括で納入するものとし、振込手数料は自己負担とさせていただきます。
3. 年間一括納入に限り、年間諸経費より 6,600 円割引させていただきます。
4. 一括納入以外にも月々払いを選択できるものとします。
5. 月々払いは銀行振込のみとし、振込手数料は自己負担とさせていただきます。
6. 銀行振込の場合は前月の 27 日にお支払いいただき、その日が土日祝に該当する場合は翌営業日にお支払いとなります。
7. 高 3 受験組で 2 月度授業が発生する場合は、銀行振込で 2 月度諸経費を納入いただきます。
8. 諸費用は、年度毎に改定いたします。ただし、社会経済情勢の変動に応じて、年度の途中であっても諸費用を変更することができます。

### ◆第12条 〈入会金〉

1. 入会金は 22,000 円とします。

◆第13条〈通常授業料〉

1. 授業料は、別途定める最新の料金表より算出させていただきます。

◆第14条〈教材費〉

1. 教材費は、入塾された月ならびに新年度の初月度に他の費用とあわせてお支払いいただきます。
2. 新しい教材が必要になった場合や、受講する科目を増やされた場合は、保護者様の同意を得た上で、その分の教材費を翌月度の諸費用とあわせてお支払いいただきます。

◆第15条〈教室維持費〉

1. 教室維持費は月々3,300円とし、年度末(通常3月/高校生・フラッグシップコース生・ATコース生は1月/高3推薦組は12月)までの費用を入塾された月ならびに新年度の初月度に他の費用と合わせていただきます。
2. 教室維持費は、月の途中の入塾であっても全額お支払いいただきます。
3. 高3推薦組は進路決定に伴い退塾が早まった場合も維持費の返金はいたしません。

◆第16条〈テスト費〉

1. 高校生はテスト費がかかりません。
2. 中学生は「新教研もぎテスト費」を1回3,400円とし、年度末(中3:全8回/中1・2:全3回)までの費用を入塾された月ならびに新年度の初月度に他の費用と合わせていただきます。
3. 小学生は「小学生テスト」を1回2,750円とし、AT生は年4回、その他の小3～小6までの生徒は年2回の費用を入塾された月ならびに新年度の初月度に他の費用と合わせていただきます。

◆第17条〈特別講習費〉

1. 特別講習とは、春夏冬講習、その他通常の授業に追加して行う授業(個別追加授業・受験対策講座など)をいいます。
2. 特別講習の受講には、別途費用が発生します。(金額につきましては、その都度ご案内いたします。)
3. 特別講習のうち春夏冬講習は塾生必修となり、受講しない場合でも小学AT生・中学生・高校生は集団必修講座、小学個別生は個別1コース分の料金が発生します。
4. 特別講習の実施している月度も、通常の授業は行います。
5. 特別講習を受講するためには、別途ご案内する当塾所定の申込書にご記入・ご提出いただきます。
6. 申込書は原則保護者面談時に配布し、面談後10日以内に申込書の提出がない場合は自動的に提案した講座を申し込んだものとみなします。
7. 特別講習で追加した個別授業の実施期限は、当塾が指定した期間内とさせていただきます。
8. 中3はサンデー特訓(7月～12月度)が必修となります。

◆第18条〈事務手数料〉

1. 入会に伴う諸経費の初回納入時のみ、事務手数料として1,100円をいただきます。

第4章 その他

◆第19条〈休校〉

1. 別途定める年間予定に基づき、当塾規定の休校日があります。
2. 講師の病気や怪我など、当塾の都合により休校とさせていただきます。

◆第20条〈紛失・忘れ物〉

1. 施設内で生じた、私物の紛失・忘れ物について当塾は損害の責任を負いません。
2. 忘れ物、落し物については、1ヶ月間保管した後、処分させていただきます。

◆第21条〈禁止事項〉

1. 塾生は本サービスの利用にあたり、以下の項目にあてはまる行為を禁止します。以下の項目以外でも、社会常識上及び倫理上の不正と考えられる行為に関しては禁止するものとします。発見した場合当塾にて合理的な措置をとらせていただきます。

- ①授業中に私語が多い等授業の妨げとなる行為
- ②講師に対し反抗的な態度や行為
- ③連絡なしの遅刻、欠席を繰り返す行為

- ④本サービスの利用期間中及び本サービス期間終了後における、他のお客様に対する退塾の勧誘、他の学習塾への入会の勧誘、働きかけ等の行為

◆第22条〈損害賠償〉

1. お客様は自己の責任において本サービスを利用するものとし、当塾は本サービスの利用によって生じたお客様の損害について、損害賠償責任を負わないものとします。
2. お客様は本サービスの利用中、またはその前後にて当塾設備、その他備品に損害(落書きや破損等)を与えた場合、当塾は該当お客様に対して、被った損害の賠償を請求できるものとします。
3. お客様が本規約に違反することによって、当塾に損害が生じた場合、当塾は当該お客様等に対してその損害の賠償を請求できるものとします。

◆第23条〈著作権〉

1. 当塾の指導のノウハウや教材等の著作権については、当塾に帰属するものとします。
2. 塾生は、当該著作物及びこれにかかる著作権について、当塾がこれらを保存・蓄積した上、本サービスの円滑な運営、改善、当塾又は本サービスの宣伝告知、その他当塾の事業のために、利用できることについて了承するものとします。

◆第24条〈本サービスの内容の変更、停止〉

1. 当塾は、やむをえない事情により、本サービスの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとします。
2. 当塾は当塾の都合により、本サービスの内容を変更することができます。
3. 当塾は、本条に基づき当塾が行った措置によってお客様に生じた損害について責任を負いません

第5章 個人情報保護方針

◆第25条〈個人情報〉

1. 個人情報とは、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス等、LINE アカウントの個人を識別できる情報をいいます。
2. 情報のみでは識別できない場合でも、他の情報と容易に照合することができ、結果的に個人を識別できるものも個人情報に含まれます。
3. 当塾は個人情報保護法および関係法令を遵守し、お客様の個人情報に関する権利を保証します。

◆第26条〈個人情報の利用目的〉

1. 当塾は、取得した個人情報を以下の目的のために利用させていただきます。
  - ①本サービスをご提供するため
  - ②各種ご連絡・ご案内のため
  - ③当該お客様のご本人確認のため
  - ④災害等の緊急事態が発生した際の連絡・対応のため
  - ⑤その他前各号の業務に付随する目的のため
2. お客様は、当塾がその学習指導風景を撮影する可能性があること、お客様の肖像が当塾の撮影した写真に写り込む場合があること及び当塾がこれを広告等に利用することについて了承するものとします。
3. 当塾は、本規約に記載した以外の用途で個人情報をやむをえず利用する場合、お客様に事前にご同意を求めるものとします。

◆第27条〈個人情報の第三者への委託・提供・共有〉

1. 当塾は、原則として、お客様の事前の同意を得ずに個人情報を第三者に委託、提供または共有いたしません。ただし、以下の場合を除きます。
  - ①入塾規約違反行為に対して法的な措置を含む必要な措置をとる場合
  - ②本サービスをお客様にご提供するために、当塾が業務を委託している又は業務提携をする法人及び個人に対して開示する場合
  - ③お客様の同意がある場合

【制定年月日:令和3年3月31日】

【改定年月日:令和7年2月1日】

令和 年 月 日

上記事項について、理解・同意しました。

保護者氏名 \_\_\_\_\_ (印)